



# 宮 崎 県 公 報

平成26年1月23日（木曜日） 第 2558 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定（2件）……………（医療業務課） 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

頁

- 意（2件）……………（水産政策課） 1
- 港湾施設の概要の公示……………（港湾課） 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見……………（商工政策課） 2

## 告 示

### 宮崎県告示第27号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
えびの市立病院	えびの市大字原田3223番地

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年2月1日から平成29年1月31日まで

### 宮崎県告示第28号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険高原病院	西諸県郡高原町大字西麓 871番地

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年2月1日から平成29年1月31日まで

### 宮崎県告示第29号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成26年1月6日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社松下水産 日南市 株式会社浜上水産
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域
区 分	小型かつお漁業

### 宮崎県告示第30号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年1月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成26年1月6日
発起人の住所及び氏名	日南市南郷町 山田正廣 日南市南郷町 大嶋清
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	ひき縄漁業及び小型かつお漁業

宮崎県告示第31号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成26年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
細島港	外郭施設	防波堤	日向市 (B-1-11-2)	延長 120.00メートル	天端高 9.0メートル
油津港	外郭施設	防波堤	日南市 (B-1-5-11)	延長 20.00メートル	天端高 7.6メートル
			日南市 (B-1-5-12)	延長 20.00メートル	天端高 7.6メートル
福島港	係留施設	浮棧橋	串間市 (C-5-5)	延長 25.00メートル (×2)	水深 3.0メートル

宮崎県告示第32号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 25-6	窪田英二	えびの市大字原田 字上坊ヶ島 269番 67、同番72	5.00	33.83	平成26 年 1 月 8 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 1 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームワイド出北店

延岡市出北四丁目 103番 3 外 3 筆

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法附則第 5 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更  
平成25年10月23日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 1 月 23 日から平成26年 2 月 24 日まで